

防人計第909号
27.1.27

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛大臣
(公印省略)

隊員の採用昇任等基本方針について（通達）

標記について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第3項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付資料：別紙

隊員の採用昇任等基本方針

1 隊員の採用、昇任等に関する基本的な考え方

我が国の社会経済情勢や行政を取り巻く環境が刻々と変化する中で、政府には、複雑化・高度化する行政課題を的確に処理することが求められており、これに加え、防衛省・自衛隊については、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しいものになってきており、任務が多様化・国際化する中で、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上することが求められている。また、隊員には、企画立案能力、迅速かつ正確な業務処理能力等の業務遂行能力を発揮・研鑽するとともに、幅広い視野に立ち、高い気概、使命感及び倫理感を持って職務に全力を傾注することが求められている。

このため、多様で有為な人材を確保した上で、任用制度を一層的確に運用するとともに、新たに導入された人事評価制度、幹部人事の内閣一元管理、管理隊員への任用に関する運用の管理、幹部候補育成課程の適切な実施等を通じて、これまでの人事慣行から脱却し、能力及び実績に基づく適材適所の人材配置を図る。また、女性隊員の採用・登用の拡大、仕事と生活の調和を図るための取組の推進、人事交流の推進等を進める。さらに、自衛官については、精強性を維持するため、体力的要素にも配慮したより適切な人事管理を行う。

2 隊員の採用に関する指針

(1) 自衛官等の採用に関する指針

ア 試験による採用

自衛隊に関心を持つ者又は自衛官を志望する者に対し、国の防衛の担い手という役割、業務、訓練、特殊な生活環境、人事管理等を詳細に説明した上で、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を、地方公共団体等の協力を得ながら、広く全国から募る必要があるとともに、自衛官の職務の特殊性等を踏まえつつ、特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用する。

また、防衛大学校・防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科大学校の生徒については、法令に即しつつ、これに準じて採用するものとする。

イ 選考による採用

装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、多様かつ専門的な能力及び経験を有する人材を登用するため、選考採用を活用する。選考に当たっては、求める人材像をあらかじめ明らかにするよう努めるとともに、自衛官の職務の特殊性等を踏まえつつ、採用する官職、当該官職に求められる能力及び専門的知識・技術、能力の実証の方法等を十分な時間的余裕を持って明らかにして公募を行うことを原則とする。その際、公務内外を通じ、広く募集することに努めるものとする。

ウ 採用に当たっての留意点

公務に従事するに足る意欲や倫理感、責任感を有しているか、採用後の職務経験を通じて能力の研鑽を図ることができる素質を有するか等もできる限り把握するよう留意するものとする。

(2) 自衛官等以外の隊員の採用に関する指針

自衛官等以外の隊員の採用については、採用昇任等基本方針（平成26年6月24日閣議決定。以下「国家公務員法に基づく基本方針」という。）第2項の規定に準じて行うものとする。

3 隊員の昇任及び転任に関する指針

(1) 自衛官に係る基本的考え方

自衛官の昇任及び補職を行うに当たっては、人事評価（人事評価が行われない場合には、その他の能力の実証。以下同じ。）に基づき、適材適所の人事運用を徹底する。

また、自衛官の育成とモチベーションの向上等の観点から、個々の自衛官のキャリアプランに関する意向の把握や必要な専門的知識・技術の習得の支援、人事交流の推進など自衛官の専門的知識・技術や経験を公務内外で活用する機会の確保等に配慮する。

なお、採用年次、合格した試験の種類等にとらわれた人事運用を行ってはならない。

(2) 自衛官の昇任に関する指針

自衛官の昇任を行うに当たっては、人事評価に基づき、能力及び実績に基づく人事管理を徹底する。

(3) 自衛官の補職に関する指針

自衛官の補職については、多様な勤務機会の付与、多岐にわたる任務への的確な対応、同一の職に長期間就けることに伴う弊害の防止等を勘案しつつ行う。

(4) 自衛官以外の隊員の昇任及び転任に関する指針

自衛官以外の隊員の昇任及び転任については、国家公務員法に基づく基本方針第3項の規定に準じて行うものとする。

4 自衛官以外の隊員の幹部職及び管理職への任用に関する指針

自衛官以外の隊員の幹部職及び管理職への任用については、国家公務員法に基づく基本方針第4項の規定に準じて行うものとする。

5 女性隊員の採用・登用の拡大及び隊員の仕事と生活の調和を図るための指針

(1) 基本的な姿勢

国家公務員法に基づく基本方針においては、男女共同参画社会の実現はもとより、我が国の経済社会の持続的な発展のためには女性の力を最大限發揮

させることが重要であることから、国が率先して女性職員の採用・登用の拡大に積極的に取り組むこととされており、防衛省・自衛隊においても、精強性の維持や各人の能力、適性、意欲を考慮しつつ、女性隊員の採用・登用の更なる拡大を図る。また、併せて隊員の仕事と生活の調和も一体的に推進する。

(2) 女性隊員の採用・登用の拡大

女性隊員の採用・登用の拡大については、国家公務員法に基づく基本方針第5項第2号の規定に準じて行うものとする。

ただし、女性自衛官については、職務の特殊性等を考慮するものとする。

(3) 隊員の仕事と生活の調和の推進

隊員の仕事と生活の調和の推進については、国家公務員法に基づく基本方針第5項第3号の規定に準じて行うものとする。

ただし、自衛官については、職務の特殊性等を考慮するものとする。

(4) 女性隊員の採用・登用の拡大及び隊員の仕事と生活の調和の推進に向けた体制の整備等

女性隊員の採用・登用の拡大及び隊員の仕事と生活の調和の推進を図るため、防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部を設置し、具体的な施策等を盛り込んだ取組計画を定めるとともに、これを総合的に推進する。

防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部については、防衛大臣等のリーダーシップの下、人事担当部局が中心となって、各職場、各世代の男女の声も広くくみ上げることができるようなものとする。

取組計画については、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）を考慮しつつ、防衛省・自衛隊の実情を踏まえた目標を設定し、公表することとする。

また、隊員の仕事と生活の調和について、制度の周知、隊員からの相談対応等の業務を担う担当官を各機関等に設置し、制度及び施策の普及を促進する。さらに、仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けてとられた行動については、人事評価において適切に評価を行う。

6 隊員の人事交流等の推進

(1) 人事交流等に関する指針

ア 自衛官の人事交流等

広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保するため、関係府省等との人事交流、統合幕僚監部等における勤務等の機会の確保に配慮する。

イ 自衛官以外の隊員の人事交流等

自衛官以外の隊員の人事交流等については、国家公務員法に基づく基本方針第6項第1号及び第2号の規定に準じて行うものとする。

なお、迅速な意思決定のために、内部部局、各幕僚監部等を問わず、自衛官以外の隊員及び自衛官の両者の適切な配置を通じて、両者の一体感を醸成する。

(2) 官民の人事交流に関する指針

官民の人事交流については、国家公務員法に基づく基本方針第6項第3号の規定に準じて行うものとする。

自衛官についても、職務の特殊性等を考慮しつつ、交流の推進を図るものとする。

7 その他

(1) 研修その他隊員の能力開発の推進

ア 自衛官に関する事項

装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、自衛官個々の能力を高め、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保することは、自衛隊の任務遂行に不可欠である。このため、自衛隊の学校等において、階級や職務に応じた段階的かつ体系的な教育を行うとともに、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合、自衛隊内で修得することが困難な場合等には、部外教育機関等に教育を委託し、教育の充実を図る。

これに加えて、職務遂行に求められる多様な知識・技能の習得、能力・資質の向上などの人材育成を人事評価結果も一層活用しながら計画的に推進するとともに、長期的な人材の育成や自衛官にとって働きがいのある職場の環境整備を図る観点から、執務を通じての教育（OJT）、執務を離れての教育（OFF-JT）及び職務付与を相互に効果的に組み合わせることにより、自衛官のキャリア形成や中長期的な能力向上の支援に努める。

イ 自衛官以外の隊員に関する事項

研修その他隊員の能力開発の推進については、国家公務員法に基づく基本方針第7項第1号の規定に準じて行うものとする。

(2) 勤務実績がよくない場合の措置

勤務実績がよくない場合の措置については、国家公務員法に基づく基本方針第7項第2号の規定に準じて行うものとする。

(3) 防衛省・自衛隊としての適切な運用の確保

基本方針の適切な運用を確保するため、防衛大臣は、毎年、内閣総理大臣が定めるところにより、任用の状況について内閣総理大臣に対して報告を行うとともに、国民に分かりやすい形で公表する。